

日光市地域公共交通計画（原案）に係るパブリックコメントの結果について

この計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、当市の地域及び公共交通を取りまく現状等を踏まえた上で、今後、市民、公共交通事業者、行政等の関係者が連携し持続可能な運送サービスの提供の確保するため策定します。

今回、寄せられましたご意見を参考にしながら、日光市地域公共交通計画の策定を進めさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

1 意見募集の実施状況

(1) 意見の募集期間 令和5年1月16日（月）～令和5年2月15日（水）

(2) 意見の提出状況 2名（14件）

2 意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	市営バスのフリーパスの導入を検討してほしい。例：足尾地域 1日乗り放題パスなど。	計画の中で検討してまいります。 《原案修正 無》
2	Suica や PASMO などの IC カード対応希望。列車からの乗り継ぎの時に乗降車時が不便なので。	計画の中で検討してまいります。 《原案修正 無》
3	(p.1) 「・・・のみとなっております。」の後に、次の文章を追加記載する。 「特に、公共交通空白地域の解消や地域内公共交通等の導入地区については、現状に対する危機感を地域と共有する取組みが十分でなかったこともあり、目標値を達成できませんでした。」⇒ p44 目標3 施策7を確実に実施するためにも、現計画に対する評価を明記する。	計画策定の背景の説明として、前計画に掲げた目標の達成状況を簡潔に述べるため、総括的な記載としております。 《原案修正 無》
4	(p.12～14、22、38) ①「・・・アクセスしている状況です。」の次に、戦場ヶ原の低公害バスを記載すべきではないか。 ② 関連して13ページ及び14ページに表示、17ページ(3)の次ぎに(4)追加、22ページ(1)の次に(2)追加し、低公害バスを記載する。 ③また、38ページの表中「観光路線」に追加記載する。⇒6ページ 6 SDGS との関連性が高く、先駆的な取組であり、記載すべきでは？	① 以下の文章を追記します。 「奥日光では、小田代原、西ノ湖、千手ヶ浜周辺の環境を保全するため、平成5（1993）年4月から低公害バスが運行されています。」 ② P13の一覧表、P14のルート図、P16(2)の東武バス日光(株)の運行状況表に、当該路線についての記載を追加します。 《原案修正 有》 ③ 「赤沼千手ヶ浜線（東武バス日光）」として記載済みです。 《原案修正 無》

No.	ご意見の概要	市の考え方
5	(p. 22) ①「地域内交通とは・・・のことです。」⇒「日光市においては地域内交通を・・・と位置付けております。」ではないでしょうか。 ②「現在日光市では、・・・となっています。」⇒「・・・となっており、事業費の2/3を日光市が助成しています。年間の延べ利用者数は約千人です。」少し詳しく記載する。	① 以下のとおり修正します。 (原案) 「地域内交通とは、地域が主体となって自らの移動手段を確保するために運行する地域専用の生活交通（コミュニティバス、デマンドタクシー）のことです。」 (修正後) 「日光市においては、「地域内交通」を、地域が主体となって自らの移動手段を確保するために運行する地域専用の生活交通（コミュニティバス、デマンドタクシー）と位置付けております。」 《原案修正 有》 ② 地域内交通の概要を簡潔に述べるため、詳細については割愛いたします。 《原案修正 無》
6	(p. 33) ① 40 ページの施策の体系との整合性からも「公共交通の継続運行への対応」ではないか。 ② 「●赤字路線の収支状況の改善」中、「経費削減や利用者を増やすなど」⇒「経費削減や利用者を増やす取組みを強化し」とし、日光市の取組み強化姿勢を明確に記載すべきではないか。 ③ 加えて、「また、収支率の極めて低い路線については代替交通手段の導入について、地域とともに検討する必要があります。」という趣旨の文言を追加する。（38 ページの※の導入として	① 「公共交通財政への対応」を「公共交通の継続的運行への対応」へ修正します。 《原案修正 有》 ②③ 現状を述べたものであるため原案どおりとします。 《原案修正 無》

No.	ご意見の概要	市の考え方
7	(p. 36) ① 「支線となる生活交通の確保」の記載中「導入を模索しながら、」⇒「導入促進に取り組み」とし、日光市の取組み強化姿勢を明確に記載すべきではないか。 ② また、「公共交通の利用促進」中、「と一体的に利用意識の醸成」を「と公共交通を利用する意識や機運の醸成」とし、わかりやすくしてはどうか。	① 様々な輸送資源の活用の可能性を検討し、地域ごとに最適な手法を選択することで、地域の実情に即した移動手段の確保を目指してまいります。 《原案修正 無》 ② 以下のとおり修正します。 (原案) 「公共交通が利用しやすい環境整備と一体的に利用意識の醸成を図ります。」 (修正後) 「公共交通が利用しやすい環境整備と、公共交通を利用する意識や機運の醸成を図ります。」 《原案修正 有》
8	(p. 38) ① 表中、役割、方向性の空欄は記載すべきでは？ ② 欄外の※部分で「今後、地域の・・・」⇒「今後、収支率の動向や地域の・・・」とし、3ページの「公共交通に関する施策」の記載内容に合わせて、路線バスの収支率も見直し検討にあたっての要素として明記すべきではないか。	① 以下のとおり修正します。 ・上三依線：「交通事業者と協議の上、現行の運行を確保する」を追記します。 ・一般タクシー：「利用者個々のニーズに応じた多様なサービスを提供」を追記します 《原案修正 有》 ② 市営バス路線の見直しは、主にネットワーク形成の観点から検討を行うことから、原案どおりとします。 《原案修正 無》

No.	ご意見の概要	市の考え方
9	(p. 39) ① 「目標 3」中、「・・・導入などを模索しながら」を「・・・導入促進に取り組みながら」とし、市の取組み姿勢を明らかにするべきではないか。 ② また、「目標 4」の記載がわかりにくいので、「乗継ぎ割引券の導入など公共交通の利用しやすい環境づくりやマイレール・マイバス意識の醸成にも取り組み、日常生活の中で公共交通を利用するライフスタイルづくりを目指します。」	①様々な輸送資源の活用の可能性を検討し、地域ごとに最適な手法を選択したうえで、地域の実情に即した移動手段の確保を目指します。 《原案修正 無》 ②以下のとおり修正します。 (原案) 「マイレール・マイバス意識の醸成、乗継ぎ割引券などの導入検討など、市民の誰もが公共交通を利用しやすくなり、選択肢として適度に生活に取り入れるライフスタイルづくりを目指します。」 (修正後) 「マイレール・マイバス意識の醸成や、乗継ぎ割引の導入など公共交通を利用しやすい環境づくりに取り組み、日常生活の中で公共交通を適度に利用するライフスタイルの実現を目指します。」 《原案修正 有》
10	(p. 43) 「施策 3」中、「・・・運行ルートを・・・」を「・・・運行ルートや地域適正に適した運行形態を・・・」に修正し、34 ページの※印や 43 ページの「目標 3」実現に向けた施策として明確にする。	地域に適した運行形態については、施策 7 で検討します。 《原案修正 無》
11	(p. 42～45) 各施策の中で「検討」という文言が使われていますが、施策目標を実現するための具体的、主体的な取組として適当でしょうか。削除すべき部分がありませんか。	実施に向けた情報収集や研究、地域や関係機関との協議や調整などの準備作業を「検討」と記載しています。 《原案修正 無》

No.	ご意見の概要	市の考え方
1 2	(p. 44) 新たに移動の仕組みづくりに取り組む地域への働き掛けと既存助成制度の充実という視点で「仕組みづくり」と「地域内交通、地域共助型生活交通等への支援」の二つの施策に分割し、市の積極的な取組や姿勢を明示すべきではないか。具体的には、「また、・・・以下」を施策 8 とする。⇒ 費用対効果という観点から「目標 3」は 38 ページの※部分に対する取組みとして、強化すべき施策と考えるが、施策が一つでは他の目標とのバランスが悪いし、市の取組み姿勢・意欲が感じられない。 デマンドタクシー運営事業への支援制度の充実も図られており、強調しても良いのではないか。	支援体制の構築と、それに基づく支援の実施は、施策として一体のものとするため、原案のとおりとします。 《原案修正 無》
1 3	(p. 45) UD タクシーの説明が必要ではないか。	P41 の「UD タクシー」を「ユニバーサルデザインタクシー (UD タクシー)」に表記を変更し、下記のとおり追記します。 ※障がいの有無や年齢等にかかわらず、地域住民はもとより観光客も含めた誰もが気軽に利用できるタクシー車両のこと 《原案修正 有》
1 4	(p. 46) 「目標 1」か 47 ページの「目標 3」に路線ごとの収益率を追加すべきではないか。	市内の公共交通網全体で評価するための指標を設定しました。路線ごとの収支は参考として把握・検証を行います。 《原案修正 無》